

金融改革プログラム「工程表」(抄)

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
<p>Ⅲ. 信頼される金融行政の確立 ◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上</p>			
<p>金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立 (行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む)、内外無差別原則の確認</p>		<p>・関係各局において以下を実施(17年6月を目的)</p> <p>① 平成17事務年度からの検査への適用に向け、「検査手続に係る指針(検査実施における行動規範)」を策定・公表</p> <p>② 監督行政上の行動規範を策定・公表</p> <p>③ 行政処分手続における意見交換制度を導入</p> <p>④ 国家公務員倫理規程の改正に伴い、金融庁職員の行動に関するガイドラインを見直し、その内容を周知徹底</p>	
	<p>・行政処分の発動等に際し、内外で誤解が生じないように、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施</p>		
<p>◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進</p>			
<p>金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双方にとって効率的な検査のあり方の検討</p>	<p>・より効率的な検査の実施に向け、ITの活用等も含め検討を開始(17年1月)</p>	<p>・左記検討結果を踏まえ、これに沿った検査を実施</p>	